

**富山地方最低賃金審議会**  
**令和5年度第1回電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録**

1. 日 時

令和5年9月27日（水） 10：00～11：00

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	堀岡委員、高倉委員
労働者代表委員	大森委員、後藤委員、大崎委員
使用者代表委員	江下委員、積永委員
事務局	福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 専門部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会運営規程について
- (3) 特定最低賃金審議運営事項について
- (4) 専門部会の審議日程について
- (5) 労働経済等関係指標について
- (6) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (7) 最低賃金に関する労使協定締結状況について
- (8) 参考人の意見表明について
- (9) 労使各側の基本的主張について
- (10) 金額等審議
- (11) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第1回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

部会長が選出されるまで進行を務めさせていただきます、富山労働局賃金室の河合です。よろしくお祈いします。

本日は公益代表の柳原委員、使用者代表委員の金田委員が御欠席ですが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告します。

今年度初回の会議でございますので、開会にあたりまして富山労働局労働基準部長の福永から御挨拶申し上げます。

[福永労働基準部長] 委員の皆様方には、日頃より、労働行政の推進に格別の御理解と御協

力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本日は、第1回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度の特定最低賃金の審議につきましては、改正の申出がありました3件の最低賃金すべてについて、8月23日に開催されました第5回富山地方最低賃金審議会において改正決定の必要性を認めるとの答申を頂き、同日付けで富山労働局長から改正決定に係る諮問をさせていただいたところでございます。

これを受けまして、本審議会におきましては、特定最低賃金ごとに専門部会を設置し、改正決定に係る調査審議を行っていただくこととなります。

委員の皆様におかれましては、関係労使のイニシアティブにより設定されるという特定最低賃金の性格を御理解いただきまして、全会一致による決議に御配意の上、十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

[河合賃金室長補佐] それでは、議事に入ります前に、委員を御紹介させていただきます。

資料No.1として委員名簿をお配りしておりますので、名簿の順に御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員を御紹介します。

堀岡委員です。和み法律事務所 弁護士でいらっしゃいます。

本日は御欠席でございますが、柳原委員は、富山大学 経済学部経営学科 教授でいらっしゃいます。

高倉委員です。高岡法科大学 法学部 特任教授でいらっしゃいます。

次に、労働者代表委員を御紹介します。

大森委員です。電機連合富山地方協議会 事務局長でいらっしゃいます。

後藤委員です。コーセル労働組合 執行委員長でいらっしゃいます。

大崎委員です。北陸電気工業労働組合 執行委員長でいらっしゃいます。

続いて、使用者側代表委員を御紹介します。

江下委員です。富山県中小企業団体中央会 専務理事でいらっしゃいます。

積永委員です。北陸電気工業株式会社 執行役員管理本部人事部長でいらっしゃいます。

本日は御欠席でございますが、金田委員は、北陸電機製造株式会社 取締役総務部長でいらっしゃいます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第にしたがいまして、議事1の専門部会長と同代理の選出をお願いしたいと存じます。

専門部会長等の選出につきましては、最低賃金法第24条及び第25条に基づき、公益委員のうちから委員の選挙により決定することとなっておりますが、当審議会におきましては、慣例により、労使各側委員の代表の話合いによって決定しておりますので、今回も同様の方法により決定していただきたいと思います。あらかじめ労使で調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの側から発表していただきたいと思います。と存じます。

[大森委員] 労働者側の大森ですが、私の方から発表させていただきます。

部会長を堀岡委員に、部会長代理を柳原委員にお願いしたいと思います。

[河合賃金室長補佐] 部会長に堀岡委員、部会長代理に柳原委員とのことですが、御異議はございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[河合賃金室長補佐] 御異議がないようでございますので、部会長は堀岡委員、部会長代理は柳原委員と決定されました。それでは、今後の議事進行を堀岡部会長にお願いします。

[堀岡部会長] ただ今、部会長に選出されました堀岡でございます。

部会の運営に当たりましては、全会一致となりますよう努めてまいりたいと考えております。精一杯務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、8月23日に富山労働局長から3件の特定最低賃金について改正決定の諮問があり、当審議会では、その3件について、それぞれ専門部会を設置して審議することとなっております。

改正決定に関する諮問文は、資料No.2として写しが添付されておりますので、御確認いただきたいと存じます。

次に、議事2の「専門部会運営規程について」ですが、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 資料No.3として、当専門部会に係る運営規程（案）をお配りしております。みなさま、御一読いただきますようお願いいたします。

なお、内容につきましては、昨年と変更はございません。

[堀岡部会長] 今ほどの運営規程（案）について、御意見や御質問はありますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[堀岡部会長] 御意見・御質問がないようですので、運営規程につきましては原案どおりといたします。

ここで、ただ今採決された運営規程に基づき、当専門部会の公開について、部会長としての判断をお話いたします。

本年度の当専門部会については、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議に関しましては、公開したいと思います。

一方、公労、公使といった二者での個別での審議に関しましては、運営規程第5条に定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当すると考えられますので、当規程に基づき、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[堀岡部会長] それでは、令和5年度電気機械器具製造業最低賃金専門部会について、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議は公開、公労・公使といった二者での個別の審議については非公開といたします。

続きまして、議事3の「特定最低賃金審議運営事項について」ですが、これにつきましては、去る8月23日開催の第5回本審において既に決定されておりますので、本日の専門部会に伝達させていただきます。

この「特定最低賃金審議運営事項」について、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] それでは、特定最低賃金審議運営事項につきまして、その要点のみ御説明させていただきます。お手元の資料No.4を御覧ください。

特定最低賃金の改正決定に係る審議の場合につきましては、3の(2)に記載のとおり、「専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする」とされておりますので、専門部会において全会一致で決議されれば、その決議が審議会の決議となります。

なお、全会一致でない場合は、再度本審で審議していただくこととなります。

[堀岡部会長] 当専門部会は、先ほど決定いたしました「運営規程」及び今ほど説明のあった「審議運営事項」に基づいて運営・審議してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、議事4の「専門部会の審議日程について」ですが、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 令和5年度の電気機械器具製造業専門部会の審議日程について説明させていただきます。資料No.5を御覧ください。

本日は第1回目の部会で、この後、事務局から労働経済等関係指標及び最低賃金に関する基礎調査結果等について御説明させていただく予定としております。

その後、労使各側の基本的主張、金額等審議と進めていただきたいと思います。

第2回は10月2日(月)午後2時00分から富山労働総合庁舎6階小会議室601で、第3回は10月25日(水)午前10時00分から同じく富山労働総合庁舎6階小会議室601で、それぞれ開催させていただきたいと考えております。

予備日は、委員の皆様のご都合の関係上、現在のところ「未定」としてしております。必要となりましたら、改めて調整させていただきたいと存じます。

なお、審議日程(案)の下の方に記述がありますとおり、途中で結審した場合は次回以降開催の必要はございません。

また、先ほど「審議運営事項」について御説明申し上げましたが、特定最低賃金の改正決定に係る審議につきましては、専門部会において全会一致で議決された場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議となりますので、その場で、審議会会長名で御答申を頂くこととなります。

全会一致での結審に向け、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今後審議日程の変更等が必要となりましたら、専門部会において調整をお願いいたし

ます。

審議日程の説明につきましては、以上です。

[堀岡部会長] 今ほどの審議日程（案）について、御意見や御質問等はございませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[堀岡部会長] 御意見・御質問がないようですので、審議日程につきましては原案どおりといたします。御協力をよろしくお願いいたします。

次に、議事5の「労働経済等関係指標」及び議事6の「最低賃金に関する基礎調査結果」及び議事7の「最低賃金に関する労使協定締結状況」について、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 労働経済等関係指標につきまして、資料No.6として資料を配付させていただいておりますので、簡単に御説明いたします。

この資料は、表紙裏面の目次の内容について経年的にグラフや表で示したもので、毎年事務局から提出している資料です。資料の出所は最終ページに記載のとおりです。時間の関係もありますので、各ページごとの説明は省略させていただき、要点のみ御説明させていただきます。

まず、「生産」についてです。1ページに、代表的な指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しておりますが、全国・富山県とも令和4年は前年と比してわずかに減少傾向でございましたが、令和5年に入り上昇傾向に転じています。

次に、「国内需要」についてです。3ページから6ページまでに、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せております。百貨店等販売額、新車新規登録台数、投資関連はいずれも増加・回復傾向ですが、住宅建設はマイナス傾向となっております。

続きまして、「物価・生計費」についてです。7ページに、消費者物価指数の推移を掲載しております。令和5年に入り右肩上がりの状況です。9ページには、標準生計費について掲載しております。富山市の数値に増減が見られますが、＜参考＞に記述のとおり、住宅関係費や雑費Ⅱの増減が主な要因と見られます。

「貿易等」は飛ばしまして、「雇用」について御説明いたします。13ページに景気動向指数の遅行指数とされている常用雇用指数の推移を、15ページに一致指数とされている所定外労働時間指数の推移を掲載しております。常用雇用指数は微増傾向、所定外労働時間指数は微減傾向を示しています。

16ページの全国・完全失業率は横ばいに推移しています。17ページの有効求人倍率は、全国・富山県とも微減傾向です。18ページの求人・求職状況のとおり、求人数と求職数に隔たりがあり、求人数は増加傾向、求職数は微減傾向となっております。

最後に「賃金」について御説明いたします。19ページの図6-1には事業所規模間の格差を、図6-2と次ページの図6-3には地域間の格差を記載しております。決まって支給する給与額の格差について、規模間、地域間いずれもわずかながら拡大傾向です。短時間女性労働者の1時間当たりの賃金額にかかる格差は、多少の改善傾向が認められます。

20ページの図6-4には県内の高校卒初任給を載せておりますが、令和4年は前年に比べ男

性は上昇、女性は減少し、男女計で 178,500 円となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

〔山越賃金室長〕 最低賃金に係る基礎調査結果について説明します。資料No.7 を御覧ください。

この調査は、最低賃金審議会における金額等審議に資するため、全国統一の調査方法に基づき、県内の中小・小規模事業所の賃金実態を把握することを目的に毎年実施しているものです。製造業では、規模 100 人未満の事業所を対象としています。

調査対象の賃金は、毎年 6 月分の賃金で、賃金総額から、最低賃金の算定に当たって除外すべき賃金、具体的には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当の 3 手当と、時間外労働や休日労働等の所定外労働に対する賃金を除いた額を調べ、それを時間額に換算して集計しています。

調査対象事業所数及び調査実施事業所数は、2 ページの表 2 に示しています。

特定最低賃金が適用される事業所については、表の下から 6 番目の「特定（産業別）最低賃金対象産業計」の行にあるとおり、調査対象数が 475 事業所、調査実施数が 288 事業所となっています。

このうち、「電気機械器具製造業」は、下から 3 行目にあるとおり、調査対象数が 169 事業所、調査実施数が 81 事業所です。

調査結果については、4 ページのとおり、産別適用除外者を除いて「総括表」として集計し、この「総括表」に基づき、3 ページのとおり、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年分の特性値の推移を表及びグラフに取りまとめています。

これらの賃金分布の特性値のうち、特に低賃金労働者層の賃金実態をより反映している数値として、第 1・20 分位数、第 1・10 分位数などがあります。

第 1・20 分位数というのは、データを低い方から順に並べて 20 等分した際の最も低い境界の所にある値を言い、例えば、全体で 100 のデータがある場合には、その 20 分の 1 に当たる下から 5 番目の所の値ということになります。

今年度の調査結果によりますと、「電気機械器具製造業」では、「第 1・20 分位数」が 910 円、「第 1・10 分位数」が 921 円、「第 1・4 分位数」が 1,000 円、「平均」が 1,334 円となっています。

基礎調査結果については以上です。

引き続き、最低賃金に関する労使協定締結状況について説明します。資料No.8 を御覧ください。

特定最低賃金につきましては、御案内のとおり「関係労使のイニシアティブ」によって設定されるもので、いわゆる「労働協約ケース」として申出がなされた場合、決定される最低賃金の水準は関係労使が合意した金額が基礎となり、複数の金額の異なる協定によって申し出がなされたときは、その中の最も低い額が事実上の上限となるものとして従来から運用しております。

加えて、富山におきましては、「最低賃金が改定された場合は、その改定額を協定額とする」旨定められているものにつきましては、この上限の制約を受けないものとして整理されております。

今ほどの説明を踏まえ、今年度の電気機械器具製造業最低賃金の改正申出に当たって提出さ

れた協定書の内容を確認いたしますと、最も低い協定額は1,076円となります。

つきましては、この1,076円が事実上の上限となることについて御留意いただいた上で、御審議をお願いしたいと存じます。

説明は以上です。

[堀岡部会長] 今ほどの「労働経済等関係指標」、「基礎調査結果」及び「労使協定締結状況」について、御質問等はございませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[堀岡部会長] 次に進めさせていただきます。

議事8の「参考人の意見表明について」ですが、事務局からお願いします。

[河合賃金室長補佐] 審議運営事項に定める「参考人からの意見聴取等」については、労使各側から意見書の提出がなかったことを御報告いたします。

また、富山労働局では、8月23日の特定最低賃金の改正諮問に伴い、同日付けで、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いました。こちらにつきましても、意見書提出期限の9月12日までに意見書の提出がなかったことを御報告いたします。

[堀岡部会長] 意見書の提出はなかったとのことですが、8月23日の第5回本審において、意見の提出がない場合でも審議は行うことと合意されておりますので、次の議題に進みたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[堀岡部会長] 異議なしとのことですので、審議を進めます。

議事9の「労使の基本的主張」に入ります。労使各側から、今年度の電気機械器具製造業最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考えをお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いいたします。

[大森委員] まず、今年度の特定最低賃金の金額改正の必要性について、いろいろありましたが最終的に御理解いただきまして感謝申し上げます。ありがとうございました。今回我々労働者側委員は、昨年と同じ体制ということになります。私も含め経験不足な点があり、大変微力ではございますが、今年度も最後まで御審議のほどをよろしくお願いいたします。それでは労働側の主張のほうを私のほうから3つのポイントに絞ってお話したいと思います。まず1点目ですが、特定最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した電機産業の基幹労働者の最低賃金となっております。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必要不可欠であります。そのような中、地域別最低賃金との格差は、年々縮まってはおりますが、今こそ本来の役割である特定最低賃金の優位性を確保できる水準にすべきとの認識を持っております。どうかよろし

くお願いいたします。2点目は、電機産業としては、コロナ禍の厳しい状況を労使の懸命な努力で乗り越え、着実に回復傾向に向かっております。このような中で電機産業は、社会のデジタル化、脱炭素化に期待が高まる中、世界的な半導体需要の拡大に加え、Iot やビッグデータロボット、人工知能 AI などの急速な発展を経て、今後も経済成長、社会への貢献と新たな雇用創出に寄与出来る産業であるといえます。引き続き、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを生かし、新たな価値を生み出していくためには、電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、電機産業にふさわしい特定最賃の金額改定の取組が必要であると思っております。そしてこの取組を社会全体の底上げにつなげていきたいと考えております。3点目は、我々が属する電機連合は毎年、総合労働条件改善闘争において、企業内のミニマム基準の引上げと未組織労働者を含めた電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げ、公正処遇確立に向けて最低賃金の引上げに取り組んでおります。2023年闘争においても、多くの組合において、産業別最低賃金を7,000円以上引き上げることができております。産業別最低賃金は173,500円となりました。この水準を時間給に換算すると、約1,120円を超えることとなります。電機連合の統一闘争の成果を電機産業で働くすべての労働者に波及させるためには、電機産業の特定最賃がその役割と機能を果たし続け、社会全体の賃金の引上げを図ることが大事であると考えております。特に県内の電機産業を支える労働者の特定最低賃金は、同じ県内の金属産業の特定最低賃金と比べても低い実態であります。参考までに一般機械・自動車部品のほうは960円に対しまして、電気機械のほうは910円ということで、格差が50円であるという状況です。この格差のほうも少しずつになりますが是正できており、今年度の改定においても、昨年以上の引上げは必要であり、実現できれば電機産業の雇用の確保にも大きくつながるものと考えております。加えて消費者物価指数が高止まりする中で、最低賃金近傍で働く仲間の生活というのは、皆さん大変ですが、正規社員よりさらに苦しい状況であるものと察するところであります。その反面、エネルギーコストを始めとする企業物価のほうも、急上昇しているということで、大幅な引上げ額となれば、経営側に大きな影響を与えることも充分承知しておりますが、金額改定においては、労使のイニシアティブを重視し、全会一致に向けて最大限の努力をしていきたいと思っております。是非、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

〔堀岡部会長〕 ありがとうございます。続きまして、使用者側からお願いします。

〔江下委員〕 始めに我が国の全般の経済情勢でございますが、6月発表の日銀短観では、大企業製造業の業況判断は、前回調査から6ポイント改善しております。ただ中小企業の業況判断は、前回調査から1ポイント改善しているものの、依然マイナス5と厳しい状況が続いており、中でも電気機械では需要の落ち込みから生産にブレーキがかかっています。また、本県の経済情勢につきましては、本会で1,000社を対象に実施しています7月の動向調査結果では、売上については42%が減少、収益につきましても41%が悪化と回答するなどエネルギー価格や資材・原材料価格の高騰により中小・小規模企業の経営は厳しい状況となっています。また、県発表の鉱工業生産指数の四半期・月別推移を見ましても、電気機械器具製造業は、6月はやや持ち直したものの依然厳しい状況が続いています。このような状況下、今年度の地賃におき



ましては、40円アップの948円となりましたけれども、使用者側も最賃引上げの必要性は十分認識しておりますが、その上で中小・小規模企業の現状、また、3要素につきまして具体的なデータを基に説明したところですが、結果は全会一致にはいたらず目安どおりの引上げとなったところです。地方最低賃金が急激に引き上げられている昨今の現状も考慮し、今年度の電気機械器具製造業最低賃金の審議にあたっては、データ等実態を踏まえ、労使ともに納得感のある審議がなされることをお願いいたします。

[堀岡部会長] ありがとうございます。双方、今の件につきまして、補足や質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

[労使各側委員] ありません。

[堀岡部会長] 続いて議事10の「金額等審議」に入りたいと思いますが、このまま全体の場で審議してよろしいですか。それとも、個別にお話をお伺いしますか。

[労使各側委員] 個別でお願いします。

[堀岡部会長] それでは、個別折衝に入ります。

まず、労働者側からお話を伺いますので、使用者側はお呼びするまで控室でお待ちください。

(個別折衝)

[堀岡部会長] 部会を再開いたします。

労使各側から御意見をお伺いしましたが、本日は第1回目の審議でしたので、双方の主張にはまだ隔たりがございます。

しかしながら、今後調整の余地もあろうかと思っておりますので、日を改めて再度審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[堀岡部会長] それでは、次回は10月2日(月)午後2時00分から開催し、改めて審議したいと存じます。

全会一致で結論が得られますよう、各側委員の御協力をよろしくお願いいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本日の審議は以上で終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、大森委員

使用者代表委員からは、江下委員

のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[堀岡部会長] それでは、大森委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくことになりますので、よろしく願いいたします。本日は、お疲れ様でした。